

消費者の皆さまへ

令和3年6月1日から

食品等の自主回収情報が
オンラインで確認できるようになります！

消費者の健康被害発生防止のため一元管理がはじまります

改正食品衛生法と改正食品表示法に基づき、食品等事業者が行う食品等の自主回収（リコール）に関する情報を一元的に食品衛生申請等システムで確認できるようになります。

対象となるリコール情報は次のとおりです。

- 大腸菌による汚染や異物の混入等（食品衛生法違反または違反のおそれ）
- アレルゲンや消費期限、保存の方法等の安全性に関する表示の欠落や誤り（食品表示法違反）

● どのような情報が確認できるようになりますか？

自主回収される食品等（食品、添加物、器具、容器包装、おもちゃ）について、その商品名、回収理由、想定される健康被害等の情報が確認できるようになります。

● どこで確認できるようになりますか？

オンライン上のシステムで確認できるようになります。
詳細は裏面をご覧ください。

● いつから確認できるようになりますか？

令和3年6月1日からオンライン上のシステムから確認できます。



医薬・生活衛生局 食品監視安全課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎第5号館
電話 03-5253-1111（代）



食品表示企画課
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
電話 03-3507-8800（代）

食品衛生申請等システムの利用方法

Step 1 食品衛生申請等システムへアクセス

① 食品衛生申請等システムにアクセス

【URL】

https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/_link.do



② 「食品リコール」の「公開回収事案検索」を選択

食品衛生申請等システム
The Food business Application System
for licenses, export certificates and report of food recalls

食品リコール
公開回収事案検索

オープンデータ
食品等営業許可・届出一覧

メニュー

「食品衛生申請等システム」に開始に伴い、ネットで申請・届出ができるようになります

2020年6月から「食品衛生申請等システム」の運用が始まります。
これにより、今まで営業所を所管する保健所の窓口で手続きをする必要があった営業許可等の申請・届出は、順次、インターネットを通じて申請・届出ができるようになります。
営業許可等の手続きの効率化が図れますので、皆さま、ぜひご活用ください(※)。

※ これまでの窓口への申請・届出も引き続き行うことは可能です。
※ 営業許可申請等(変更届、承継届、廃業届含む)については、2021年6月から開始されます。

Step 2 リコール情報の検索方法

① 「年月日」や「商品名」などの情報を入力して「検索」

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

公開回収事案検索

公開されている食品リコール情報を検索します。絞り込み条件を指定して「検索」ボタンをクリックしてください。

検索条件

届出年月日

整理番号

商品名

回収の理由

食品衛生法違反 食品衛生法違反のおそれ その他(食品衛生法) 食品表示法違反 食品表示法違反のおそれ その他(食品表示法)

食品衛生法第20条に該当

回収着手時点における販売状況

② 「検索結果」で表示された情報から任意のものを選択

届出者 回収担当 委託等を受けた者 製造所又は加工所

届出者名

検索 クリア 戻る

検索結果

健康への危険性の程度 回収の理由 届出年月日 整理番号

画像はサンプルのため、
検索結果は表示されていません。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省(法人番号 6000012070001) 食品衛生申請等システム
このサイトについて 利用規約 免責事項・著作権 プライバシーポリシー
ウェブアクセシビリティ 御意見、お問い合わせ
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.

【食品衛生申請等システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html

